

## 建築士法施行細則の一部を改正する規則の概要

### 1. 改正の趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、往訪閲覧・縦覧等のアナログ規制の見直しが行われ、建築士法（昭和25年法律第202号）第6条第2項に基づき実施される建築士名簿の閲覧について、インターネット閲覧を可能とすることとされた。

また、インターネット閲覧を可能とするに当たり、プライバシーへの配慮を図るために、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）に定める一級建築士の登録事項を改正する建築士法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第63号）が令和6年6月3日に公布されたことから、二級建築士及び木造建築士について同様の規定を定める建築士法施行細則（昭和25年神奈川県規則第109号）についても改正を行い、その他所要の改正を行う。

### 2. 改正の内容

- （1）二級・木造建築士名簿の登録事項から「生年月日」を削除する。（第3条第2号関係）
- （2）刑法の改正に伴い「禁錮」を「拘禁刑」に改める。（第1号様式関係）
- （3）その他所要の改正

### 3. 施行日

公布の日（第44条、第46条）

令和7年4月1日

令和7年6月1日（第1号様式）